

五監公告第22号

監査の結果に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第199条第12項の規定により次のとおり公表します。

平成30年12月28日

五 泉 市 監 査 委 員  
柄 沢 則 夫  
広 野 甲

1. 監査の種類

定期監査

2. 措置を講じた対象課

消防本部・消防署（村松分署含む）

3. 監査の期間

平成30年11月30日～平成30年12月25日

4. 監査の結果及び講じた措置内容

監査の結果(指摘事項)	措置内容
消防署（村松分署）の施設管理について、動力井戸ポンプに漏電が確認されており、（一財）東北電気保安協会から指摘を受けている。事故防止の観点から、速やかに修繕等の対応をされたい。	平成30年度既決予算において、速やかに改修を実施いたします。今後は消防施設としての適正な維持管理に努めてまいります。